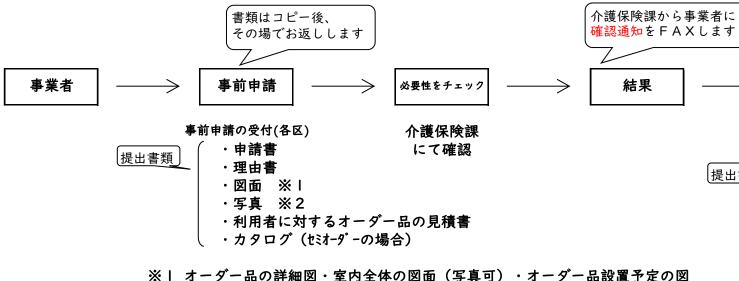
介護保険特定福祉用具 オーダー品の購入の流れについて

オーダー品を購入する場合には事前申請が必要となります。該当する場合は、以下の流れに沿って申請を行ってください。



面が必要です(全ての図面に寸法の記載が必要です)

※2 オーダーする根拠となる部分にスケールを当てた写真が必要です



事後申請の受付(各区) ・申請書

事後申請

- 提出書類
- ・委任状(受領委任払い)
- ・委任状(償還払い) ※3
- ・請求書
- ・設置後の写真
- ・理由書
- ・カタログ(セミオーダーの場合)
- ・領収証
- ・確認通知 ※4
- ※3 償還払いの際、被保険者以外の方の口座に振り込む場合は 委任状が必要です
- ※4 通常の申請に加えて確認通知 を添付し提出ください